

令和4年第6回臨時会

津別町議会会議録

令和4年第6回 津別町議会臨時会会議録

招集通知 令和 4年 11月 24日

場 所 津別町議会議事堂

開会日時 令和 4年 11月 29日 午前 10時 00分

閉会日時 令和 4年 11月 29日 午前 10時 58分

議 長 鹿 中 順 一

副 議 長 山 内 彬

議員の応招、出席状況

議席 番号	氏 名	応 招 不応招	出席 状況	議席 番号	氏 名	応 招 不応招	出席 状況
1	篠 原 眞稚子	○	○	6	巴 光 政	○	○
2	渡 邊 直 樹	○	○	7	佐 藤 久 哉	○	○
3	小 林 教 行	○	○	8	高 橋 剛	○	○
4	村 田 政 義	○	○	9	山 内 彬	○	○
5	山 田 英 孝	○	○	10	鹿 中 順 一	×	×

地方自治法第 121 条第 1 項の規定により説明のため出席した者の職氏名

(イ) 執行機関の長等

職名	氏名	出欠	職名	氏名	出欠
町長	佐藤多一	○	監査委員	藤村勝	○
教育長	近野幸彦	○	選挙管理委員会委員長		
農業委員会委員長					

(ロ) 委任または嘱託

職名	氏名	出欠	職名	氏名	出欠
副町長	伊藤泰広	○	生涯学習課長	石川波江	○
総務課長	松木幸次	○	生涯学習課長補佐	谷口正樹	○
防災危機管理室長	中橋正典	×	農業委員会事務局長	迫田久	○
住民企画課長	小泉政敏	○	選挙管理委員会事務局長	松木幸次	○
住民企画課参事	加藤端陽	×	選挙管理委員会事務局次長	丸尾達也	○
住民企画課長補佐	菅原文人	○	監査委員事務局長	千葉誠	○
保健福祉課長	森井研児	○	監査委員事務局次長	丸尾達也	○
保健福祉課長補佐	仁部真由美	○			
保健福祉課主幹	向平亮子	○			
保健福祉課主幹	丸尾美佐	×			
産業振興課長	迫田久	×			
産業振興課長補佐	渡辺新	○			
建設課長	石川勝己	○			
建設課長補佐	斉藤尚幸	○			
会計管理者	宮脇史行	○			
総務課庶務係長	坂井隆介	○			
住民企画課財政係長	小西美和子	×			

会議の事務に従事した者の職氏名

職名	氏名	出欠	職務	氏名	出欠
事務局長	千葉誠	○	事務局	安瀬貴子	○
総務係長	土田直美	○			

会 議 に 付 し た 事 件

日程	区分	番号	件 名	顛 末
1			会議録署名議員の指名	5番 山田 英孝 6番 巴 光政
2			会期の決定	自 11月29日 1日間 至 11月29日
3			諸般の報告	
4			行政報告	
5	認定	1	令和3年度津別町一般会計決算の認定について（委員会報告）	
6	〃	2	令和3年度津別町国民健康保険事業特別会計決算の認定について（委員会報告）	
7	〃	3	令和3年度津別町後期高齢者医療事業特別会計決算の認定について（委員会報告）	
8	〃	4	令和3年度津別町介護保険事業特別会計決算の認定について（委員会報告）	
9	〃	5	令和3年度津別町下水道事業特別会計決算の認定について（委員会報告）	
10	〃	6	令和3年度津別町簡易水道事業特別会計剰余金の処分及び決算の認定について（委員会報告）	
11	承認	10	専決処分の承認を求めることについて（令和4年度津別町一般会計補正予算（第6号）について）	
12	議案	52	議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	

日程	区分	番号	件名	顛末
13	議案	53	津別町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について	
14	〃	54	津別町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について	
15	〃	55	令和4年度津別町一般会計補正予算(第7号)について	
16	〃	56	令和4年度津別町国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)について	
17	〃	57	令和4年度津別町介護保険事業特別会計補正予算(第3号)について	
18	〃	58	令和4年度津別町下水道事業特別会計補正予算(第3号)について	
19	〃	59	令和4年度津別町簡易水道事業特別会計補正予算(第2号)について	
20	報告	13	専決処分の報告について(損害賠償の額を定めることについて)	

(午前 10 時 00 分)

◎開会の宣告

○議長（山内 彬君） おはようございます。

議長が体調不良のため欠席届が出ております。

地方自治法第 106 条第 1 項により、私が議長の職務を行いますのでよろしくお願い申し上げます。

ただいまの出席議員は 9 名であり定足数に達しております。

ただいまより、令和 4 年第 6 回津別町議会臨時会を開会します。

◎開議の宣告

○議長（山内 彬君） これから本日の会議を開きます。

本日の会議に付する議案は、お手元に配付のとおりです。

◎会議録署名議員の指名

○議長（山内 彬君） 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第 125 条の規定により、議長において

5 番 山 田 英 孝 君      6 番 巴      光 政 君

の両名を指名いたします。

◎会期の決定

○議長（山内 彬君） 日程第 2、会期の決定を議題といたします。

お諮りします。

本臨時会の会期は、本日 1 日間としたいと思えます。

これにご異議ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（山内 彬君） 異議なしと認めます。

したがって、本臨時会の会期は本日 1 日間に決定しました。

◎諸般の報告

○議長（山内 彬君） 日程第3、諸般の報告を行います。

事務局長に報告させます。

○事務局長（千葉 誠君） 諸般の報告を申し上げます。

本日の議事日程については、お手元に配付してあります日程表のとおりであります。

本臨時会に説明のため出席する者の職、氏名は一覧表としてお手元に配付している  
とおりであります。職務の都合により一部に異動がある場合がございますことをご  
了承願います。

前議会から本日までの議会の動向につきましては、お手元に配付している報告書の  
とおりであります。

以上でございます。

○議長（山内 彬君） これで諸般の報告を終わります。

◎行政報告

○議長（山内 彬君） 日程第4、行政報告を行います。

町長から行政報告に関して発言の申し出がありますので、これを許します。

町長。

○町長（佐藤多一君） 〔登壇〕 おはようございます。

本日ここに第6回臨時会を招集いたしましたところ、議員各位には極めてご多忙の  
ところご出席賜り、厚くお礼申し上げます。

ただいま発言のお許しをいただきましたので、第5回定例会後の行政報告を申し上  
げます。

はじめに、北海道オール・オリンピアンズとの連携協定締結式についてであります  
が、令和元年開催の「つべつ紅葉マラソン大会」のゲストランナーを依頼したことを  
きっかけに、今年度よりアスリート事業を実施しているところであります。9月19  
日、スポーツを通じて「人づくり」「つながりづくり」「地域づくり」を目的に、役場  
庁舎にて北海道オール・オリンピアンズとの連携協定締結式を行いました。オホーツ  
ク管内の自治体としては津別町が初めてであり、今後は北海道オール・オリンピアン

ズと連携し、スポーツを通じた各種事業を推進してまいります。

次に、つべつ紅葉マラソン大会についてであります。昨年はコロナ禍の中 135 名の町民と津別高校生に制限した大会として開催しましたが、今年は 10 月 2 日に地元をはじめ全国・全道各地より 289 名の方が参加され、3 年ぶりに通常開催を行うことができました。受付時に検温と参加者全員にマスクを配布し、競技以外はマスクの着用を促し、感染防止対策の強化を図ったところです。

また、アテネ五輪金メダリストの野口みずき様をゲストランナーに迎え、大会を盛り上げていただき、開催から 20 回という節目にふさわしい大会となりました。改めて大会の運営にご協力をいただきました関係各位に対し心より感謝を申し上げます。

次に、まちづくり懇談会についてであります。今年度はこれまでのように住民説明会的な形態から、日ごろ住民の皆さまが考えておられる津別町への思いなどを意見交換する本来の懇談会として開催いたしました。主に「住みよい町について」「まちなか再生事業について」「まちづくりについて」の三つのテーマについて意見交換を行い、10 月 3 日から 10 月 31 日までの間に 13 会場で 16 回開催したところ、91 名の方が参加されました。参加者の内訳は、自治会単位で 13 回開催し 62 名、子育て、障がい者、青年層の各団体向けに 3 回開催し 29 名となっています。

新型コロナウイルス感染者数が上昇しているさなかであったことも影響してか、例年より少ない参加人数となりましたが、特に青年層向けの懇談会には 20 名が参加され、活発な意見が次々と出され次代を担う若者たちのまちづくりへの思いを伺うことができました。多くの貴重なご意見をいただきましたことに感謝を申し上げますとともに、開催にご協力をいただきました自治会、各団体等関係者の皆さまに改めてお礼を申し上げます。

次に、簡易水道事業及び下水道事業に係る消費税及び地方消費税の確定申告内容の誤りについてであります。このことにつきましては、7 月の臨時議会におきまして、第 1 報を報告させていただいておりましたが、このたび、国税との手続を了しましたことから、確定した内容について報告させていただくものであります。

簡易水道事業につきましては、平成 29 年度から令和 2 年度の 4 事業年分につきまして、過大に納付していた消費税額は 86 万 8,140 円でありましたが、これにつきまして



は全額還付を受けることができました。

下水道事業につきましては、平成 28 年度から令和 2 年度の 5 事業年分の過大に納付していた消費税額 765 万 2,586 円につきましては還付を受けることができましたが、平成 26 事業年度と平成 27 事業年度分において過大納付額となっていた消費税額 260 万 5,961 円につきましては、既に更正の請求をすることができる期限を経過してしまい、請求が不可能となりました。

町の財政に多大な損失を与えることになりましたことに、深くお詫びを申し上げる次第であります。

次に、空き家対策事業における空き家等の除却事業に係る国庫補助金についてであります。市町村が行う空き家対策のための取り組みを支援する国庫補助制度として空き家対策総合支援事業があり、当町もこの制度を活用し、空き家の撤去事業を実施しておりましたが、本年度に行われた会計実地検査と、その後の追加資料の提出により、国庫補助の対象となる空き家の判定を行う際に用いる判定表について、国の補助要綱に基づく判定表と異なるものを使用していたことで、要件を満たしていないものがあるとして、10 月 19 日に会計検査院より国土交通大臣に報告がなされました。

現在のところ津別町を含む 3 町で 28 件、700 万円の不適切な事例が指摘されていますが、現在なお関係機関との協議が続いておりますので結果が出次第、その対応につきまして改めて報告させていただきます。

これら 2 件につきまして深く反省し、今後の事務の遂行にあたりましては、同じ誤りを起こすことのないよう制度に関する理解を深め、事務の適正化に万全を期す所存であります。

大変申し訳ありませんでした。

次に、高齢者に対するお祝いについてであります。11 月 10 日に野上美栄子様が 100 歳の誕生日を迎えられましたことから、今後ともますますのご健勝を願い記念品を贈り祝意を表したところであります。

次に、第 72 回社会を明るくする運動「ふれあい町民の集い」兼「津別町連合 P T A 研修会」の開催についてであります。本来強調月間である 7 月に行うこととしていましたが、新型コロナウイルス感染症の拡大により、延期して 11 月 14 日に中央公民

館において開催いたしました。

標語コンクールの表彰は行わず、学校を通じて入賞者に賞状と副賞を渡し、研修会については、犯罪や非行を防止し、立ち直りについて理解を深めていただくため、保護司の活動を描いた映画を上映したところです。

次に、津別町立学校における新型コロナウイルス感染症に伴う学校閉鎖等についてですが、中学校については2学年において複数名の陽性者が確認されたことから、11月15日の1校時から11月18日までの期間を学年閉鎖といたしました。

また、小学校については、複数の学年において複数名の陽性者、濃厚接触者、風邪症状者が確認されたため、11月22日から26日までの期間を学校閉鎖としておりましたが、感染拡大防止のため11月28日まで延長し、本日より再開したところです。なお、あわせまして児童館につきましても、学校閉鎖期間と連動し閉鎖していたところです。

次に、二水郷との交流についてですが、本年は友好都市提携10年の記念行事等を予定しておりましたが、二水郷長より11月に行われる郷長選挙後に行事開催の協議を行いたい旨の返答をいただいていたところです。

このたび、11月26日に郷長選挙の投開票が行われ、現職の蘇郷長が再選を果たされたことから、記念行事等開催の調整を再開したいと考えております。

なお、今議会におきまして、条例の改正、補正予算等の議案を提出いたしますので、慎重にご審議の上、原案にご協賛賜りますようお願い申し上げ行政報告といたします。

よろしく願いいたします。

○議長（山内 彬君） ただいまの行政報告に対し質疑をお受けしたいと思っております。

（「なし」の声あり）

○議長（山内 彬君） 以上で行政報告を終わります。

#### ◎認定第1号～認定第6号

○議長（山内 彬君） 日程第5、認定第1号 令和3年度津別町一般会計決算の認定についてから、日程第10、認定第6号 令和3年度津別町簡易水道事業特別会計剰余金の処分及び決算の認定についてまでの6件を審議の都合上、一括議題としたいと

思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(山内 彬君) 異議なしと認めます。

したがって、日程第5、認定第1号 令和3年度津別町一般会計決算の認定についてから、日程第10、認定第6号 令和3年度津別町簡易水道事業特別会計剰余金の処分及び決算の認定についてまでの6件を一括議題とします。

本件については、去る9月16日、第5回津別町定例会において決算審査特別委員会を開催し、同委員会に付託の上、閉会中の継続審査とされましたが、同委員会から審査報告が提出されましたので、本臨時会に付議するものであります。

本件6件について、決算審査特別委員会委員長の報告を求めます。

山田委員長、登壇願います。

○委員長(山田英孝君) [登壇] ただいま議長から指名がありましたので、決算審査特別委員会の審査経過についてご報告いたします。

令和3年度の津別町一般会計ほか4特別会計、1企業会計決算の認定につきましては、令和4年9月16日、第5回津別町議会定例会において、本件審査のため議長及び議会選出の監査委員を除く全議員による決算審査特別委員会が設置され、津別町一般会計、津別町国民健康保険事業特別会計、津別町後期高齢者医療事業特別会計、津別町介護保険事業特別会計、津別町下水道事業特別会計、津別町簡易水道事業特別会計、以上6件の決算審査について当委員会に付託され、閉会中の継続審査とされたものであります。

同日、第1回決算審査特別委員会が開催され、この委員会におきまして私が委員長に、副委員長には村田政義委員が選出された次第であります。

第2回決算審査特別委員会を10月25日に招集し、議場におきまして特別委員のほか議長、監査委員、理事者、関係職員の出席の元に開催され、一般会計の歳出については数款ごとに審査を行い、歳入については一括審査を行い、その他付属資料については事項別明細書とあわせ同時に審査を行いました。

また、各特別会計については、歳入歳出一括審査を行い、その結果、当委員会に付

託されました認定第1号 令和3年度津別町一般会計決算の認定についてから、認定第6号 令和3年度津別町簡易水道事業特別会計剰余金の処分及び決算の認定について、慎重審査の結果、原案のとおり認定することに決定した次第であります。

なお、審査にあたって、少数意見の留保はなかったことを申し添えます。

以上のとおり、認定第1号から認定第6号までの各会計の決算審査経過を申し上げ、決算審査特別委員会の審査報告といたします。

○議長（山内 彬君） それでは、委員長報告に対する質疑を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（山内 彬君） 質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

討論は省略したいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（山内 彬君） 異議なしと認めます。

したがって、討論は省略することに決定いたしました。

これから令和3年度津別町一般会計及び特別会計の決算認定について採決します。

この決算に対する委員長の報告は認定とするものです。

はじめに、認定第1号を採決します。

この決算は、委員長の報告のとおり認定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（山内 彬君） 異議なしと認めます。

次に、認定第2号を採決します。

この決算は委員長の報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（山内 彬君） 異議なしと認めます。

次に、認定第3号を採決します。

この決算は委員長の報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（山内 彬君） 次に、認定第4号を採決します。

この決算は委員長の報告のとおり認定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(山内 彬君) 異議なしと認めます。

次に、認定第5号を採決します。

この決算は委員長の報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(山内 彬君) 異議なしと認めます。

次に、認定第6号を採決します。

この決算は委員長の報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(山内 彬君) 異議なしと認めます。

したがって、日程第5、認定第1号 令和3年度津別町一般会計決算の認定についてから、日程第10、認定第6号 令和3年度津別町簡易水道事業特別会計剰余金の処分及び決算の認定についてまでの6件について認定することに決定いたしました。

#### ◎承認第1号

○議長(山内 彬君) 日程第11、承認第10号 専決処分の承認を求めることについて、令和4年度津別町一般会計補正予算(第6号)についてを議題といたします。

内容の説明を求めます。

住民企画課長。

○住民企画課長(小泉政敏君) ただいま上程となりました、承認第10号についてご説明申し上げます。

専決の理由につきましては、次のページの専決処分書のとおり、電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金事業等に係る補正について、特に緊急を要する為、議会を招集する時間的余裕がないため11月15日付で地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分をさせていただいたものであります。

補正予算の条文をご覧ください。

第1条につきましては、第1項で歳入歳出予算にそれぞれ6,604万9,000円を追加

し、予算の総額を 79 億 2,173 万 9,000 円とするものです。

第 2 項につきましては、後ほど説明させていただきます。

事項別明細書は歳出から説明いたしますので 5 ページから 6 ページをお開きください。

款 2 総務費、項 4、目 1 戸籍住民登録費、戸籍住民登録経費は、マイナンバーカードの普及促進に向けた申請窓口の拡充に係る郵便局への委託等関連経費 53 万 3,000 円の補正です。

款 3 民生費、項 1 社会福祉費、目 1 社会福祉総務費、電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金は、次ページにわたりますが、国の経済対策の一つで住民税非課税世帯等の生活、暮らしを支援するため、1 世帯当たり 5 万円を給付するもので、対象を 927 世帯と見込み、関連経費 4,743 万 1,000 円の補正です。

款 4 衛生費、項 1 保健衛生費、目 2 予防費、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業は、次ページにわたりますが、オミクロン株対応ワクチン等接種に向けた体制整備等を図るための関連経費で 1,808 万 5,000 円の補正です。

次に、歳入の説明をいたしますので、3 ページから 4 ページにお戻りください。

款 14 国庫支出金、項 1 国庫負担金の新型コロナウイルスワクチン接種対策費は、ワクチン接種に係る予防接種委託料の該当費用分で 864 万 3,000 円の増額です。項 2 国庫補助金、目 1 総務費国庫補助金は、歳出で説明しましたマイナンバーカード普及促進に係る補助金で 53 万 3,000 円の増額、目 2 民生費国庫補助金は、電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金で 4,743 万 1,000 円の増額、目 3 衛生費国庫補助金は、ワクチン予防接種委託料を除く関連経費で 944 万 2,000 円の増額です。

補正予算の条文にお戻りください。

第 1 条第 2 項につきましては、ただいま事項別明細書で説明いたしました内容を第 1 表のとおり款、項区分ごとに整理したもので、第 1 項の補正額及び予算総額となるものであります。

以上、内容について説明いたしましたので、ご承認賜りますようお願いいたします。

○議長（山内 彬君） 本案について質疑を許します。

(「なし」の声あり)

○議長(山内 彬君) 質疑を終結します。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(山内 彬君) 討論なしと認めます。

承認第 10 号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本件は、原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(山内 彬君) 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり承認することに決定しました。

◎議案第 52 号～議案第 53 号

○議長(山内 彬君) 日程第 12、議案第 52 号 議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について及び日程第 13、議案第 53 号 津別町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを会議規則第 37 条の規定により一括議題にしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(山内 彬君) 異議なしと認めます。

したがって、日程第 12、議案第 52 号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について及び日程第 13、議案第 53 号 津別町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを一括議題とすることに決定しました。

議案第 52 号から順次内容の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長(松木幸次君) ただいま上程となりました、議案第 52 号及び議案 53 号

につきまして一括して説明申し上げます。

今回の条例改正につきましては、議会議員及び特別職の職員の期末手当の支給率を引き上げようとするものであります。

説明資料の1ページをご覧ください。

まず、議会議員の部分であります。改正理由につきましては令和4年人事院勧告に伴う改正のため。

改正内容は、新旧対照表の第6条第2項において、6月及び12月の期末手当の支給率を改正前の「2.15カ月」から0.05カ月分を引き上げ、改正後「2.20カ月」とするもので、年間では0.10カ月分の引き上げとなるものであります。

なお、令和4年度は12月支給分に一括して0.1カ月分を引き上げて支給するものとして、附則において特例措置を規定するものであります。

説明資料2ページをご覧ください。

次に、特別職の職員の期末手当についても同様に支給率の引き上げと、令和4年度は12月支給分に一括して支給する特例措置を規定するものであります。

議案にお戻り願います。

議案第52号及び議案53号の改正条例につきましては、ただいま説明した内容を条文化したものであります。

施行期日については、両条例とも公布の日からとするものであります。

以上、議案第52号及び議案53号の説明といたしますので、ご承認くださいますようお願いいたします。

○議長（山内 彬君） 本案について質疑を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（山内 彬君） 質疑を終結します。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（山内 彬君） 討論なしと認めます。

はじめに議案第52号を採決します。



この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(山内 彬君) 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

続いて、議案第53号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(山内 彬君) 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

#### ◎議案第54号

○議長(山内 彬君) 日程第14、議案第54号 津別町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

内容の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長(松木幸次君) ただいま上程となりました議案第54号についてご説明申し上げます。

説明資料3ページをご覧ください。

改正理由につきましては、令和4年人事院勧告に伴う改正のためです。

改正内容につきましては、1点目は、職員の勤勉手当の支給率の引き上げで新旧対照表の第21条第2項第1号において、6月及び12月の勤勉手当の支給率を改正前の「0.95カ月」から0.05カ月分を引き上げ、改正後「1.00カ月」とするもので、年間では0.1カ月分の引き上げとなるものであります。

なお、令和4年度は12月支給分に一括して0.1カ月分を引き上げて支給するものとして、附則において特例措置を規定するものであります。

2点目の(2)は、再任用職員の勤勉手当の支給率の引き上げで、新旧対照表の第

21 条第 2 項第 2 号において、6 月及び 12 月の勤勉手当の支給率を改正前の「0.45 カ月」から 0.025 カ月分を引き上げ、改正後「0.475」カ月分とするもので、年間では 0.05 カ月分の引き上げとなるものであります。

令和 4 年度は特例措置として、12 月支給分に一括して支給するとするものであります。

3 点目の（3）は給料表の改正で、平均 0.3%の増で若年層に重点を置き、30 歳代半ばまでの職員が在籍する号俸までを改定するもので、新旧対照表の 4 ページから 9 ページとなりますが、表第 1 のとおり改正をするものであります。

議案にお戻り願います。

改正条例につきましては、ただいまご説明した内容を条文化したものであります。

施行期日は公布の日からとするものであります。給料表については令和 4 年 4 月 1 日から適用するものであります。

以上、議案第 54 号の説明といたしますので、ご承認くださいますようよろしくお願いいたします。

○議長（山内 彬君） 本案について質疑を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（山内 彬君） 質疑を終結します。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（山内 彬君） 討論なしと認めます。

議案第 54 号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（山内 彬君） 起立全員です。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

◎議案第 55 号

○議長（山内 彬君） 日程第 10 号、議案第 55 号 令和 4 年度津別町一般会計補正予算（第 7 号）についてを議題とします。

内容の説明を求めます。

住民企画課長。

○住民企画課長（小泉政敏君） ただいま上程となりました、議案第 55 号についてご説明申し上げます。

今回の補正につきましては、議会議員の報酬及び特別職並びに一般職の職員給与費について、ただいま議案第 52 号から第 54 号において条例改正いただきました内容の補正と、11 月 14 日に開催の第 6 回全員協議会で協議させていただいた新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用した各種の支援事業及び福祉灯油等購入費助成事業に係る補正予算を組ませていただいたものです。

補正予算の条文をご覧ください。

第 1 条につきましては、第 1 項で歳入歳出予算にそれぞれ 4,549 万 7,000 円を追加し、補正後の予算総額を 79 億 6,723 万 6,000 円とするものであります。

第 2 項につきましては、後ほど説明させていただきます。

事項別明細書について、歳出より説明いたしますので 5 ページから 6 ページをお開きください。

款 1、項 1、目 1 議会費、中段の議員報酬等は、条例改正により議員期末手当で 20 万 3,000 円の増額です。この項目以外の人件費の補正につきましては、特別職と一般職の給与費に関する補正で、条例改正によるもののほか給与費改正に関連し共済組合、退職手当負担金等、各科目において給与費の精査をしているところです。

また、各特別会計の繰出金についても全て給与費に関する繰出金です。一般会計全体では、給料で 18 万 9,000 円の増額、職員手当等で 323 万 1,000 円の増額、共済費で 46 万円の増額、負担金で 3 万 5,000 円の増額で、合計では 391 万 5,000 円の増額となります。特別会計を含めた全会計では、合計 427 万 8,000 円の増額となります。

給与費につきましては、以上で説明を割愛させていただきます。

13 ページから 14 ページをお開きください。

款 3 民生費、項 1 社会福祉費、目 1 社会福祉総務費、中段の社会福祉事業所燃料・物価高騰等対策経費は、北海道が実施する支援事業の対象外となる事業所に対し、コロナ臨時交付金を活用し、北海道と同内容の支援をするもので 10 万円の増額です。

15 ページから 16 ページをお開きください。

目 5 老人福祉費、老人福祉扶助費等は、灯油価格高騰による福祉灯油等購入費助成事業を実施するもので、1 世帯当たり 1 万円の助成で対象を 730 世帯と見込み 730 万円の増額です。

21 ページから 22 ページをお開きください。

款 6 農林業費、項 1 農業費、目 3 農業振興費、その他農業振興対策経費は肥料価格の高騰による農業経営の影響緩和のための支援金で増額、目 5 畜産業費、畜産振興対策事業は、飼料価格の高騰による畜産経営の影響緩和のための支援金の増額で、いずれもコロナ臨時交付金活用事業です。

23 ページから 24 ページをお開きください。

款 7、項 1 商工費、下段の目 2 商工振興費、商工振興補助費等は次ページにわたりますが、負担金で新型コロナウイルス対策お買い物割引券発行事業第 8 弾として、1 人当たり 2 シート分の経費、補助金は新型コロナウイルス対策雇用継続助成金の給付見込による増額で、これが臨時交付金活用事業となります。

歳出については以上です。

次に、歳入の説明をいたしますので、3 ページから 4 ページにお戻りください。

款 14 国庫支出金、項 2 国庫補助金は、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金で増額です。

款 15 道支出金、項 2 道補助金の地域づくり総合交付金と、その下の款 18 繰入金、項 1 基金繰入金の福祉基金繰入金は、福祉灯油等購入助成事業に係る増額となります。

款 19 繰越金は一般財源不足分の増額です。

補正条文にお戻りください。

第 1 条第 2 項につきましては、ただいま事項別明細書で説明いたしました内容を第 1 表のとおり款項区分ごとに整理したもので、第 1 項の補正額及び予算総額となるものです。

以上、内容について説明いたしましたので、ご承認賜りますようお願いいたします。

○議長（山内 彬君） 本案について質疑を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（山内 彬君） 質疑を終結します。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（山内 彬君） 討論なしと認めます。

議案第 55 号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（山内 彬君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

#### ◎議案第 56 号

○議長（山内 彬君） 日程第 16、議案第 56 号 令和 4 年度津別町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 2 号）についてを議題といたします。

内容の説明を求めます。

保健福祉課長。

○保健福祉課長（森井研児君） ただいま上程となりました、議案第 56 号についてご説明申し上げます。

今回の補正予算につきましては、議決いただきました本年の人事院勧告に伴う職員給与条例の改正に伴い関連する人件費について、国保会計につきましても賞与の補正をさせていただくものになります。

補正条文の第 1 条第 1 項として、歳入歳出予算の総額に 17 万 8,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を 6 億 8,429 万 9,000 円とするものであります。

第2項につきましては、後ほどご説明いたします。

はじめに、歳出のほうからご説明いたしますので、5ページ、6ページをお開き願います。

款1総務費、項1総務管理費、目1一般管理費の給与費で、給与条例に伴う賞与の補正と共済費の現況にあわせた精査を行うもので17万8,000円の増額です。

続いて歳入となります。3ページ、4ページにお戻りください。

款4繰入金、項1他会計繰入金、目1一般会計繰入金で、人件費増に伴い17万8,000円の増額です。

それでは補正予算の条文にお戻りください。

第1条第2項の第1表につきましては、ただいまご説明いたしました歳入歳出予算の内容を款項の区分ごとに整理したもので、補正予算の増額については第1項の内容となるものです。

以上、ご説明申し上げましたので、ご承認いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（山内 彬君） 本案について質疑を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（山内 彬君） 質疑を終結します。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（山内 彬君） 討論なしと認めます。

議案第56号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（山内 彬君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第 57 号

○議長（山内 彬君） 日程第 17、議案第 57 号 令和 4 年度津別町介護保険事業特別会計補正予算（第 3 号）についてを議題とします。

内容の説明を求めます。

保健福祉課長補佐。

○保健福祉課長補佐（仁部真由美さん） ただいま上程となりました、議案第 57 号について説明いたします。

補正の理由につきましては、人事院勧告に基づく給与改定に伴う人件費の補正でございます。

補正の条文第 1 条といたしまして、歳入歳出予算の総額から、それぞれ 4 万 5,000 円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 6 億 6,988 万 6,000 円とするものでございます。

第 2 項は後ほどご説明をいたします。

それでは、歳出からご説明いたしますので 5 ページ、6 ページをお開きください。

先に説明いたしましたけれども、人件費の補正で款 1 総務費、項 1 総務管理費、目 1 一般管理費は 4 万 5,000 円の減額をいたします。

続いて歳入になります。3 ページ、4 ページにお戻りください。

ただいま説明いたしました歳出に関わるもので、款 6 繰入金、項 1 一般会計繰入金、目 4 その他一般会計繰入金は 4 万 5,000 円の減額でございます。

補正条文に戻っていただきまして、第 1 条第 2 項につきましては、ただいま説明いたしました補正額を次ページの第 1 表で款項の区分ごとに整理したものでございます。

以上、説明申し上げましたので、ご承認賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（山内 彬君） 本案について質疑を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（山内 彬君） 質疑を終結します。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（山内 彬君） 討論なしと認めます。

議案第 57 号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（山内 彬君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第 58 号

○議長（山内 彬君） 日程第 18、議案第 58 号 令和 4 年度津別町下水道事業特別会計補正予算（第 3 号）についてを議題とします。

内容の説明を求めます。

建設課長補佐。

○建設課長補佐（斉藤尚幸君） ただいま上程となりました、議案第 58 号について説明させていただきます。

補正の内容は、先ほどの給与条例の改正に伴う人件費の補正によるものです。

第 1 条につきましては、歳入歳出それぞれ 6 万 4,000 円を追加し、予算総額をそれぞれ 6 億 3,441 万 7,000 円とするものです。

補正内容につきまして歳出から説明させていただきます。5 ページ、6 ページをお開きください。

款 1 総務費、項 1 総務管理費、目 1 一般管理費につきまして、給料をはじめとする給与費の補正により 6 万 4,000 円の増額です。

3 ページ、4 ページにお戻りください。

歳入につきまして、先ほど説明させていただきました歳出補正額にあわせ、款 4 繰入金、項 1 他会計繰入金、目 1 一般会計繰入金を 6 万 4,000 円の増額です。

最初の条文にお戻りいただきまして、第 1 条第 2 項第 1 表につきましては説明させていただきますましたものを、それぞれ款項の区分に整理したものであります。

以上、議案第 58 号の内容について説明させていただきましたので、ご承認いただけ



ますようお願いいたします。

○議長（山内 彬君） 本案について質疑を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（山内 彬君） 質疑を終結します。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（山内 彬君） 討論なしと認めます。

議案第 58 号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（山内 彬君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

#### ◎議案第 59 号

○議長（山内 彬君） 日程第 19、議案第 59 号 令和 4 年度津別町簡易水道事業特別会計補正予算（第 2 号）についてを議題とします。

内容の説明を求めます。

建設課長補佐。

○建設課長補佐（齊藤尚幸君） ただいま上程となりました、議案第 59 号について説明させていただきます。

補正の内容といたしましては、給与条例の改正による人件費の補正になります。

第 2 条につきましては、収益的収入及び支出における収入の水道事業収益を 6 万 2,000 円増額し、1 億 9,446 万 3,000 円とし、支出の水道事業費用を 16 万 6,000 円増額し 2 億 442 万 5,000 円とするものです。

2 ページをお開きください。

収益的収入及び支出の支出の部につきましては、水道事業費用、営業費用、総係費

において、企業職員給をはじめとする給与費の補正で16万6,000円の予算の増額です。

収入の部につきましては、営業外収益の他会計繰入金、一般会計繰入金につきましては、給与費の増額に伴い6万2,000円の増額です。

3ページはキャッシュ・フロー計算書になります。

今回の補正で当年度純損失が10万4,000円大きくなりましたので、最下段の資金期末残高につきましては10万4,000円の減少となり、4億6,320万8,000円となります。

4ページから6ページは貸借対照表です。

キャッシュ・フロー計算書のように、今回の補正による変更は6ページの8行目の当年度純損失の増加となります。

条文にお戻りいただきまして、第3条につきましては、議会の議決を経なければ流用することのできない経費として、職員給与費を16万6,000円増額し2,411万7,000円とするものであります。

第4条につきましては、他会計からの繰入金及び補助金について、職員給与費に充てるものを6万2,000円増額し904万2,000円とするものであります。

以上、議案第59号の内容について説明申し上げましたので、ご承認いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（山内 彬君） 本案について質疑を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（山内 彬君） 質疑を終結します。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（山内 彬君） 討論なしと認めます。

議案第59号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（山内 彬君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎報告第 13 号

○議長（山内 彬君） 日程第 20、報告第 13 号 専決処分の報告について（損害賠償の額を定めることについて）を議題とします。

暫時休憩いたします。

休憩 午前 10 時 55 分

再開 午前 10 時 57 分

○議長（山内 彬君） 休憩を閉じ再開します。

町長から、地方自治法第 180 条第 1 項の規定による専決処分について報告書の提出がありましたので、本臨時会に報告するものであります。

本件についてはご了承願います。

◎閉会の宣告

○議長（山内 彬君） 以上で、本臨時会に付議されました事件は全て終了しました。

これで令和 4 年第 6 回津別町議会臨時会の会議を閉じます。

これにて閉会いたします。

大変ご苦労さまでした。

（午前 10 時 58 分）

上記会議のてん末を記載し、その相違ないことを証するためにここに署名する。

津別町議会議長

署名議員

署名議員